

第 8 5 回 評 議 員 会  
部 会 提 出 議 案

平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日  
全 国 市 議 会 議 長 会

## 目 次

1. 過疎対策制度の継続について	東 北 部 会	1
2. 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を 求めることについて	近 畿 部 会	2
3. 北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興対策について	北 海 道 部 会	4
4. 市町村地域防災無線再整備を推進するための財政支援について	東 海 部 会	6
5. 医師の確保と地域偏在の解消について	中 国 部 会	7
6. 地域医療体制の確保並びに財政支援措置について	九 州 部 会	8
7. がん検診についての財源支援を求める要望	関 東 部 会	9
8. 子ども医療費助成制度の創設を求める要望について	東 海 部 会	10
9. 「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の 速やかな制定について	関 東 部 会	11
10. 雇用促進住宅の譲渡・廃止に伴う支援対策と 国による存続について	中 国 部 会	12
11. 造林事業に対する補助について	四 国 部 会	13
12. 北海道新幹線の建設促進について	北 海 道 部 会	14
13. 北陸新幹線の建設促進について	北 信 越 部 会	15
14. 日本海沿岸東北自動車道の整備促進について	北 信 越 部 会	16
15. 九州における高速交通網の整備充実について	九 州 部 会	17
16. 教育施設の耐震化推進事業における国庫補助の見直しについて	東 北 部 会	18
17. 住宅・建築物耐震改修事業の充実を求める要望	近 畿 部 会	19
18. 地震防災対策特別措置法の時限措置の延伸等について	四 国 部 会	21

## 過疎対策制度の継続について

東 北 部 会 提 出  
説明担当：尾花沢市

過疎地域自立促進特別措置法により公示された市町村では、過疎からの脱却を目指し、過疎対策事業債を活用しながら、社会基盤、生活環境基盤の整備を進めてきました。しかしながら、地域の担い手である若者の流出と、少子高齢化の進行で、人口減少に歯止めがかからず深刻な問題となっています。

また、三位一体の改革による交付税の削減等に伴い予算の確保が困難になる中で、地域住民が安心して暮らせるまちづくりをするには、社会基盤の整備が必要であり、限られた財源で事業を実施するためには、過疎対策事業債の活用が必要不可欠であります。

つきましては、地域の活性化、定住対策、そして就労対策と、過疎地域であるが故に抱える諸問題を解決し、住民が活力にあふれ明るく暮らせるまちづくりが円滑に進められるよう、現行の過疎地域自立促進特別措置の継続について特段のご配慮をお願いいたします。

## 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う 新たな法律の制定を求めることについて

近畿部会提出  
説明担当：赤穂市

過疎地域対策緊急措置法が昭和 45 年に制定されて以降、第 4 次となる過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少により地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が必要な過疎地域に対し、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域間格差の是正と自立を図ることを目的に制定され、上下水道、生活道路の改良や学校の整備、地域医療、福祉の充実など総合的な過疎対策が実施され大きな成果を上げてきた。

しかし、経済、社会情勢の急激な変化の中で、兵庫県の北西部に位置する但馬、西播磨地域は過疎化と少子高齢化が急速に進み、担い手不足による耕作放棄地の増加、森林の荒廃、有害鳥獣による被害、観光、商工業の沈滞、さらに「限界集落」に象徴されるように、集落機能の維持すら危うくなる地域が増え、産業、経済基盤及び地域コミュニティの衰退など過疎自治体特有の新たな行政課題が生じている。

また、過疎対策事業により整備し、充実した医療施設も顕在化する医師不足による地域医療の危機の中で、市民の生命を守るというまちづくりの根幹すら危うくなっているのが現状である。

人口が集中する都市と疲弊する地方との地域間格差は広がるばかりで、財政力の弱い過疎地域では、住民サービスの低下や各種事業施策を取りやめることさえ余儀なくされている。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成 21 年度末で期限切れとなり失効するが、国による新たな特別対策が講じられなければ、格差はま

すます広がり、過疎地域の疲弊は一層深刻となり、地域の諸課題への対策が困難を極める状態である。

国民の食料自給率の確保、自然環境の保全と水源のかん養など、均衡ある国土保全、都市と地方が共生する風格ある国土の形成を進める観点から、失効する同法に代わる新たな法律の制定により、過疎地域が真に自立するための総合的な対策の継続を強く要望するものである。

## 北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興対策について

北海道部会提出

説明担当：網走市

我が国固有の領土である北方領土返還の実現は、最大の国家的課題であり、永年の国民の悲願である。

しかし、北方領土問題については、日ロ間交渉により、これまでのさまざまな合意及び文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決を見出す努力を行なうことでは一致しているが、未だ、具体的な進展が見られないでいる。

このことは、元島民や返還要求運動関係者をはじめ、全国の先頭に立って返還運動を63年に亘って行ってきた原点の地としては、怒りすら覚える結果であり、誠に残念といわざるを得ない。

特に、これまで返還要求運動の中心的役割を担ってきた元島民は高齢化しており、運動関係者などからもこのままでは返還要求運動の風化も懸念されるとの声も聞こえている。

また、北方領土隣接地域においては、北方領土問題が未解決であることにより地域の望ましい発展が阻害されてきており、地域経済の低迷に拍車をかけている状況にある。

このような時こそ、これまでの返還運動を総括し、その上で領土返還にむけた戦略的環境づくりとしての「未来に希望の持てる」取り組みへの再構築を図ることが必要である。

返還要求運動については、国の責任のもと、国民世論の一層の盛り上げや国際世論の喚起を図るために、戦後未解決の問題として、これまでの取り組みを検証し、より効果的に全国民が参加するような運動へと展開していくことが求められている。

このため、特に運動後継者の育成や次代を担う青少年に対する、北方領土教育の充実を図ることが何よりも重要であるとともに、あわせて国際世論に対しても北方領土返還を積極的に訴えるべきである。

よって、政府においては、歯舞、色丹、国後、択捉の四島の帰属に関する問題を解決し、平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、北方領土問題の解決に向けてロシア政府に対する強力な外交交渉を推し進めるとともに、国内外の世論の高揚・喚起を図るためのより効果的な返還要求運動を推進するよう要望する。

また、あわせて元島民等の援護対策のための速やかな内政措置実施とともに、北方領土問題が未解決という特殊な状態に置かれている隣接地域の疲弊の解消のため、国の責任のもとでの施策実施について強く要望する。

## 市町村地域防災無線再整備を推進するための財政支援について

東海部会提出

説明担当：名張市

地域防災無線のデジタル化については、電波法関係総務省告示により、その周波数帯の使用期限が平成23年5月31日となっている。

このため各自治体においては、現在使用している地域防災無線について、デジタル化への移行準備を進めているところである。

また、東海、東南海、南海地震の同時発生が危惧される昨今、各自治体においては防災力のさらなる向上を図るため、あらゆる方策を講じており、このデジタルによる地域防災無線の再整備についても、市民の安全確保と災害対策を行う上で、必要不可欠である。

しかしながら、デジタル無線の整備には多額の費用を要するため、各自治体においては、その財源の確保に苦慮しているところである。特に、地方債においては、市町村合併による特例債を活用し整備を行う場合は、対象事業費の充当率が95%、更にその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるものの、市町村合併を行わなかった市町村にあっては、防災基盤整備事業として起債充当率90%で交付税措置50%と、厳しい財政状況のもと地域防災無線デジタル化への移行作業を行わなければならない。

このことから、国においては下記の事項について積極的な支援を図られるよう強く要望する。

### 記

- 1 市町村合併実施の有無により生じる、整備に係る財源措置格差の是正を図ること。
- 2 整備事業実施について補助制度を導入するなど、積極的な財政的支援策を講じること。



## 医師の確保と地域偏在の解消について

中国部会提出

説明担当：大竹市

今日の地方都市における医師不足、偏在の問題は、個々の地方自治体の施策で解決することは極めて困難な状況である。とりわけ産科・小児科・救急部門の医師不足は深刻な状況である。

地域の基幹病院となる自治体病院においても、救急部門や小児科においては、医師不足により、医師は非常に過酷な勤務状況を強いられており、特に産科においては医師の引揚げにより、やむなく診療を中止している病院がある。

このような状況を打開するためには、医師不足の解消並びに地域的な偏在の是正を図るための調整システムや医師派遣体制を構築するとともに、医師の絶対数を確保するための抜本的な対策を講ずる必要がある。

特に、産科・小児科など医師の不足が深刻な診療科や救急部門においては、医師の計画的な育成及び配置がなされるよう、実効ある施策の推進を強く要望する。

## がん検診についての財源支援を求める要望

関東部会提出  
説明担当：あきる野市

現在、がんは日本人の死因の第1位となっている。国の推計によれば、生涯のうちに男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんにかかると予測されている。

政府は、2007年4月に施行された「がん対策基本法」に基づき、「がん対策推進基本計画」を閣議決定した。ここには全体目標として、がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の20%減少が明記され、個別目標としては、がん検診の受診率を2008年度から5年以内に50%以上とすることが定められている。

しかしながら、この、がん検診受診率50%以上の達成について、自治体は大きな困難に直面している。目標達成のためには、健康教育と食育の推進などの啓蒙活動が不可欠であることは言うまでもないが、受診率向上の最大の障害は区市町村の財政難にあることが、新聞等の調査でも明らかになっている。胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がんの5つのがん検診は、かつて老人保健法に基づく事業として国庫補助のもとに実施されてきたが、1998年度に国庫補助が廃止され、一般財源化された。一方、同じく2008年度を初年度として開始された特定健診は、国の財政負担を後ろ盾としている。計画が同時期にスタートし、国民の健康を守る上での重要性に変わりがないにもかかわらず、特定健診と比較してがん検診の財政基盤は脆弱であると言わざるを得ない。

よって、政府に対し、がん対策基本法の理念にのっとり、区市町村がすみやかにがん検診の受診率向上を達成できるよう、必要な財政支援策を講じることを強く要望する。

## 子ども医療費助成制度の創設を求める要望について

東海部会提出

説明担当：磐田市

わが国は本格的な少子高齢社会へと移行し、このまま少子化が進めば、人口構造にひずみを生じさせ、わが国の社会・経済に深刻かつ多大な影響を及ぼすものと懸念されている。

少子化の背景の一つとして子育てに伴う経済的負担の大きさが挙げられるが、国においては医療費の自己負担2割の対象範囲を義務教育就学前まで拡大するなど、一定の対策に取り組んでいるところである。

こうした中、子ども医療費については、全国的にも多くの自治体で助成制度を実施し、子どもの健全育成と児童福祉の向上に努めてきたところであるが、自治体間の制度内容の違いによりサービス内容に格差が生じているところである。

子どもの健康には、病気の早期発見と早期治療、治療の継続が大切である。そのため、安心して子どもを産み育てられる社会環境の形成を目指し、国において制度を構築し、医療を必要とする子どもに適切に医療が提供される体制を整備することが必要である。

よって、国の制度として、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度の創設を強く要望する。

## 子ども医療費助成制度の創設を求める要望について

東海部会提出

説明担当：磐田市

わが国は本格的な少子高齢社会へと移行し、このまま少子化が進めば、人口構造にひずみを生じさせ、わが国の社会・経済に深刻かつ多大な影響を及ぼすものと懸念されている。

少子化の背景の一つとして子育てに伴う経済的負担の大きさが挙げられるが、国においては医療費の自己負担2割の対象範囲を義務教育就学前まで拡大するなど、一定の対策に取り組んでいるところである。

こうした中、子ども医療費については、全国的にも多くの自治体で助成制度を実施し、子どもの健全育成と児童福祉の向上に努めてきたところであるが、自治体間の制度内容の違いによりサービス内容に格差が生じているところである。

子どもの健康には、病気の早期発見と早期治療、治療の継続が大切である。そのため、安心して子どもを産み育てられる社会環境の形成を目指し、国において制度を構築し、医療を必要とする子どもに適切に医療が提供される体制を整備することが必要である。

よって、国の制度として、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度の創設を強く要望する。

## 「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」 の速やかな制定について

関東部会提出  
説明担当：我孫子市

今日、日本社会が構造的に変動する中で、労働環境にも大きな変化が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が、社会問題となっています。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。働く機会が得られないことで、人々の都市部への集中が続いています。都市部においても労働環境の問題は深刻さを増し、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など新たな貧困が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりが作れない若者など働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した課題です。

一方、NPO法人や協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体が、地域の課題を地域住民自らが解決することを目指し、事業展開しています。このひとつである「協同出資・協同経営の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けています。

しかしながら、これらの活動を活発にしていくためには、さらに社会的理解を深める法制度を整備していく必要があります。すでに欧米では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮しあう新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ・ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。

誰もが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方をめざす協同出資・協同経営で働く協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを担うものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を拓くものです。

こうした社会の実情を踏まえ、国において、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」の速やかなる制定を要望いたします。

## 雇用促進住宅の譲渡・廃止に伴う支援対策と 国による存続について

中国部会提出  
説明担当：下関市

雇用促進住宅は、労働者の地域間移動の円滑化を図るため、雇用保険三事業の雇用福祉事業により設置された勤労者向け住宅であり、現在、雇用・能力開発機構において、全国で1,500余の住宅、約3,800棟を所有し、約35万人が居住しています。

平成15年5月、「雇用促進住宅基本課題検討会」の報告において、譲渡・廃止について30年程度を目途に事業廃止に努めることが適当とされました。

しかし、平成19年1月、雇用促進住宅の早期事業廃止に向けた方針策定にかかる報告書が提出され、これを踏まえ、平成19年2月に15年間で雇用促進住宅を譲渡・廃止する旨の方針が決定されました。

さらに、平成19年12月、「独立行政法人整理合理化計画」において、平成23年度までの廃止予定住宅数について、「全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定するとともに、売却を加速するための具体的方策を速やかに講ずる。」とされました。

このことにより、今後、雇用促進住宅は、地方公共団体に譲渡、又は民間に売却、これらが不調の場合は廃止するということであるが、地方の自治体において、人口定住は最重要課題であることから引き続き是非必要であります。

については、財政規模の小さな自治体にとりましては、購入金額の負担は大きく、国において、譲渡にかかる財源措置等、財政支援対策について特段のご配慮をお願いするとともに、住宅売却が不調となった場合は、国の責任において現状のまま存続されるよう強く要望します。

## 造林事業に対する補助について

四国部会提出

説明担当：高松市

京都議定書において我が国に義務づけられた温室効果ガス6%削減の目標を達成するためには、京都議定書目標達成計画に掲げられている森林吸収量の確実な確保が求められており、間伐等を含む適切な森林整備が必要である。

このため、国においては、森林に関する整備方針を策定しているが、採算性の悪化や担い手不足などにより、目標どおりに造林事業が進んでいないのが実情であり、特に、森林所有者にとって、管理経費の負担が最も大きな障害となっており、放置林の増加にも拍車をかけている。

よって、国においては、造林事業を計画どおり推進していくため、京都議定書第1約束期間内に限り、森林環境保全整備事業に係る補助率を引き上げるとともに、高齢級間伐等の対象級齢に係る要件を緩和されるよう強く要望する。

## 北海道新幹線の建設促進について

北海道部会提出  
説明担当：北斗市

北海道新幹線「新青森・新函館」間は、平成 17 年 5 月に着工されて以来 4 年目を迎え、建設事業費も昨年度から 100 億円の大台を超え、今年度も 178 億円が計上され、建設工事も「渡島当別トンネル」、「新茂辺地トンネル」の掘削など、工事も順調に進められています。

また、未着工となっている「新函館・札幌」間においても、昨年から実施されている長万部・倶知安両駅の「駅部調査」に加え、今年度は新八雲、新小樽両駅も調査が予定されているなど、新幹線建設促進に対する道民の期待は益々高まっております。

北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北、北関東圏との文化・経済交流の促進や、新産業の創出等の効果をもたらすものであり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築き上げ、21 世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

既に開業している各整備新幹線においては、その開業効果を確実に上げ続けております。

今、560 万道民は、新青森・新函館間の早期完成はもとより、札幌延伸が一日も早く実現することを強く願っております。

このような状況の中で、昨年 12 月には、政府・与党整備新幹線検討委員会が開かれるなど、平成 16 年 12 月の「政府・与党申合せ」の見直しに向け、作業が進められているところであります。

つきましては、「必要に応じ随時見直しを行う」とした平成 16 年 12 月の政府・与党申合せに基づき、早期に整備スキームの見直しを行い、未着工区間の整備促進を図っていただきたく、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

### 記

- 一．新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- 一．新青森・新函館間の早期開業
- 一．公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実・強化



## 北陸新幹線の建設促進について

北信越部会提出  
説明担当：加賀市

北陸新幹線は、21世紀における高速交通体系の柱として、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に不可欠な国家プロジェクトであり、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで大きな効果が期待されています。

さらに、東海道新幹線の代替補完ルートとしても重要な役割を担うとともに、経済波及効果や需要予測、収支改善効果は極めて大きいことが明らかになっております。

現在、高崎―長野間が開業され、平成17年4月には富山―金沢間が、平成18年4月には白山総合車両基地がそれぞれ認可され、長野―金沢間の整備が進められています。

しかしながら、依然として全線の整備方針は不明確であり、未着工区間の取扱いや建設財源の安定的確保など多くの課題が残されています。

つきましては、北陸新幹線の一日も早い全線開通に向け、着実な整備推進を要望しますとともに、下記の事項について、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 北陸新幹線の早期完成

(1) 長野―金沢（白山総合車両基地）間の早期完成

(2) 金沢（白山総合車両基地）―敦賀間の工事実施計画の一括認可と早期整備を図ること。

(3) 大阪までの整備方針の明確化と早期にフル規格による全線整備を図ること。

(4) 新幹線小松駅の整備事業を早期に着手し、加賀温泉駅、芦原温泉駅の整備事業の調査等を着実に推進すること。

#### 2 建設財源の確保により整備促進を図るとともに、地域負担について適切な財源措置を講ずること。

#### 3 JRから経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の取得などについて、特別の財政措置を講ずること。

## 日本海沿岸東北自動車道の整備促進について

北信越部会提出

説明担当：新発田市

新潟県の県北地方は、広大な土地と恵まれた自然、優れた伝統文化をはじめとした多くの資源を有しております。

その中で、日本海沿岸東北自動車道は国土軸と地域連携軸の根幹を担う重要な路線であり北陸、磐越自動車道、東北縦貫自動車道と連携することで広域交流の促進が図られ、県北地域の個性を生かした新しい文化の創造と、観光産業などの地域経済の発展に大きく寄与すると期待するものであります。

現在中条～荒川間は従来の有料道路方式で、平成21年の「トキめき新潟国体」開催までに供用開始が予定されており、荒川～朝日間についても新直轄方式で順調に整備が進められております。しかし、この先の新潟・山形県境区間である朝日～温海間（39km）については、未だ基本計画区間という位置づけであり、工事着手の目途が立っておりません。

当該路線は並行する一般国道7号頼みの交通網に、混雑緩和や迂回的要素を持たせるとともに、新潟都市圏と県北地域の経済交流と地域活性化推進のための重要な路線であり、県北地域の救急救命医療や非常時の物資輸送路として重要な役割を担う「命の道」でもあります。

以上のことから、下記事項について地域住民の熱意をこめて強く要望いたします。

### 記

- 1 基本計画区間である朝日IC～温海IC間の早期事業化
- 2 中条IC～朝日IC間の整備促進
- 3 新潟空港IC～中条IC間の早期4車線化

## 九州における高速交通網の整備充実について

九州部会提出

説明担当：豊前市

九州地域全体の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成を促進するためには、高速交通網の整備充実が不可欠である。

中央経済圏から遠隔の地にある九州においては、本州方面及び九州内各地を結ぶ高速交通網の整備が総体的に遅れており、このことが九州の発展を阻害する要因ともなっている。

九州の高速交通網の早期完成は、九州域内のみならず、本州との産業、経済の交流が促進され、地域の医療、防災等の住民生活の安定が図られるなど、多大な波及効果をもたらし、九州地域の一体的発展に貢献するものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るための財源を確保するとともに、新幹線（九州新幹線西九州ルート・鹿児島ルート）、高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道）及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を強く要望する。

## 教育施設の耐震化推進事業における国庫補助の見直しについて

東 北 部 会 提 出

説明担当：郡山市

世界各地で毎年のように大地震が発生し、我が国においても昨年の中越沖地震、本年6月の岩手・宮城内陸地震などの大型地震が相次いでおり、地震による被害を軽減するための対策が急務となっています。

本年5月に発生した中国四川大地震では、数千棟もの学校校舎が倒壊し、多くの子どもたちが犠牲になりました。学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす場所であり、災害時には緊急避難場所となることから、耐震性の確保が強く求められています。

本年6月には、地震防災対策特別措置法が改正され、地震の際に倒壊等の危険性が高い学校校舎の改築や補強事業に対する補助率の引き上げ等が行われました。

全国の自治体では、学校施設の耐震化対策の重要性を十分理解し、早期に取り組むべき事業と認識しながらも、財政事情等により見送っていたことから、今回の法改正は学校耐震化対策への取り組みを早めるものとして、大いに評価できるものであります。

しかしながら、国の支援措置は平成22年度までの時限措置であり、また対象とする教育施設を倒壊等の危険性が高い建物に限定しており、学校耐震化対策を早急に進めるためには、更なる見直しが求められるものであります。

次代を担う子どもたちに安全な教育環境を提供するために、下記の事項について強く要望いたします。

### 記

- 1 補助対象建物を「地震により倒壊等の危険性の高い建物（Is値0.3未満）」に加えて「地震により倒壊等の危険性がある建物（Is値0.3以上0.6未満）」まで拡大すること。
- 2 平成22年度までの3カ年の時限措置を撤廃すること。
- 3 補助額の基本となる建設単価が実例単価と比べてかなり低く設定されているので、地域の実情等を勘案して、実例単価と同額の建設単価を設定すること。

## 住宅・建築物耐震改修事業の充実を求める要望

近畿部会提出  
説明担当：摂津市

平成 20 年（2008 年）5 月 12 日に中国で発生した四川大地震は世界に大きな衝撃を与えたが、我が国においても、平成 20 年 6 月 14 日に震源地付近の地形を一変させたマグニチュード 7. 2 という岩手・宮城内陸地震が発生し、改めて地震の恐ろしさを目の当たりにしたところである。

そのような中、東南海・南海地震の発生確率は、今後 30 年の間に 50%～70%といわれている。また、上町断層帯が地震を起こす確率は、30 年以内に 3%といわれ、いずれも極めて大きな被害が想定されている。

中央防災会議の「地震防災戦略」に基づき、国は住宅及び特定建築物の耐震化率を 10 年後には 90%に引き上げるべく「耐震改修促進法」が改正されるなど法整備も進み、大阪府においても、平成 18 年度に平成 27 年度までに耐震化の目標を 90%とする「大阪府住宅・建築物耐震 10 カ年戦略プラン」を策定している。

これらを受けて、各市とも平成 27 年度までに住宅・建築物の耐震化率を 90%まで引き上げることを目標として取り組むこととしているが、早くから都市化の進んだ自治体は、民間の建物も公共施設も、昭和 56 年（1981 年）以前に竣工したものが多く、目標の達成には、一層の取り組みが求められている。

民間建物の耐震化は災害時要援護者の安全確保の面などからも、喫緊の課題であるが、事業の一層の促進に向け、市民にとって負担を軽減し、利用しやすく実効性のある補助制度が望まれている。

公共施設も対象建物が多く、耐震診断ですら相当の費用と期間を要するうえ、診断結果を踏まえた耐震改修、改築は時期的に集中せざるを得ず、多大な財政負担が予想され、財政危機に悩む自治体にとって財源確保が最大の課題である。

大地震の発生の切迫性が指摘されている今日、民間、公共の建築物の耐震化の促進による市民の生命、財産の保護は自治体の責務にあるが、国の方針に基づく目標の実現に向け、制度の充実と重点的

な予算配分を要望する。

#### 記

1. 民間の老朽化が進んだ住宅及び特定建築物の耐震改修補助については、対象、補助率等の拡充を図られたい。
2. 公共施設の老朽化が進行していることから、市有施設の耐震改修の補助要件を緩和し、建替え等を含む新設施設としての整備も図られるよう補助率及び補助率の拡充を図られたい。
3. 避難施設となる小・中学校などの公共施設の耐震補強については、最優先施設の指定をし、補強費用補助のさらなる拡充を図られたい。

## 地震防災対策特別措置法の時限措置の延伸等について

四国部会提出

説明担当：阿南市

東海沖から四国沖にかけての領域を震源とする東南海・南海地震が今世紀前半にも発生する恐れがあり、2030年までの発生確率は40～50%とされており、東南海・南海地震対策は、各市町村においても重要な課題としてこれまでも地震・津波対策等を積極的に推進してきている。特に、防災の拠点となる公共施設や小・中学校は地域住民の避難場所として指定されており、同施設の耐震化を急がねばならないことは十分承知しているところである。

また、先般の中国四川省の大地震では、学校施設の倒壊により、多数の児童・生徒が犠牲になったことは記憶に新しいところである。

これらを踏まえ、国においても本年6月18日、地震防災対策特別措置法が改正され、平成20年度から平成22年度までの3カ年の時限措置として耐震補強に係る補助率が引き上げられ、文部科学省においては、この時限立法内に原則として倒壊の危険性の高い校舎などの耐震化を完了させるよう要請しているが、耐震化の事業を実施するためには多額を要し、財政基盤の脆弱な本市にとってこの3年間で全学校施設の耐震化を完了することはできない状況にある。

よって、東南海・南海地震対策の推進のため、下記の事項を強く要望する。

### 記

- 1 「地震防災対策特別措置法」の今回改正された時限措置の延伸
- 2 耐震2次診断に係る経費についての補助金の拡充及び起債の承認